

「平成27年度予算要望」を、市長に提出！

8月25日(月)、平成27年度の予算編成に当たり、13項目、117点にわたる要望書を末松市長に手渡しました。



安心して暮らせる住みやすいまちを目指して

鈴鹿市予算要望

平成26年の鈴鹿市議会3月定例会における施政方針で、市長は平成26年度予算編成に当たって、「本市の将来を見据え、持続と成長に欠かせない分野について、積極的な予算編成」として、以下の5点を掲げられました。

- (1) 誰もが輝けるまちづくりの実現に向けて
- (2) 地域が一丸となった安全、安心なまちづくり
- (3) 地域に活力を与える産業の振興と都市基盤整備
- (4) 一人ひとりが夢や生きがいを持てる社会の実現に向けて
- (5) 鈴鹿から全国へ発信、全国から鈴鹿へ集客

そして、むすびに「本市が、魅力あふれ将来に希望の持てる都市として、持続的に発展ができますように、引き続き全力で、市政運営にあたる覚悟です」と、決意を述べられました。

そのためには、市民の生命・財産・安全を守り、健康で暮らせるまち、未来を担う子ども達や鈴鹿市の発展に尽くされた高齢者に優しいまち、将来に渡つて安定した活力を生み出すまちづくりを、計画的に進める必要があります。

限られた財源の中で資産を有効活用し、「鈴鹿に住んでよかった」と市民が実感できる鈴鹿市を目指して、予算の有効活用、重点配分を考え、昨年度に引き続き、鈴鹿市議会公明党として、平成27年度予算に対する要望をまとめました。

<防災危機管理課>

1. 災害時要援護者リストの充実を図り、地域と連携して要援護者情報の共有・調整等を図ること。
2. 避難所の階段やトイレに手すりを設けるなどバリアフリー化を求める。
3. 障がい者が安心して避難生活ができるための福祉避難所の充実を求める。
4. ペットが同伴できる避難所の確保に努めるとともに、ペット避難に関して飼い主の責任などの啓発を行うこと。
5. 女性や幅広い年代層の視点を生かした防災対策を求める。
 - (ア) 防災会議に女性委員の3割登用
 - (イ) 防災部局への女性職員の登用拡大
 - (ウ) 防災会議に幅広い年代層の市民登用
6. 東日本大震災の震度を想定した防災計画・避難計画の見直し・避難所運営マニュアルの策定を行うことを求める。
7. 南海トラフ三連動等の大震災の発生に対応できるよう、病院や福祉施設等の耐震化の支援策を強化すること。また、複数の事業者から電力エネルギーの提供を受ける契約の拡大を図るとともに、非常発電設備、蓄電池や独自の発電設備を備えた施設整備の促進に取り組むこと。
8. 津波避難ビルの指定に当たっては、指定基準を充分に検討したうえ、なお一層の拡大を図ること。また、津波避難ビルの指定確保が困難な地域については、津波避難タワー等の検討を図ること。
9. 土砂災害等の危険が予測される地域の避難所については、対策を検討すること。
10. インターネット・SNSを活用した災害情報取得のため、公共施設でのWi-Fi環境整備を進めること。
11. 外国人や障がいのある人に対して災害情報や避難所の位置などの情報を伝えるため、外国語表記、やさしい日本語表記の情報のバリアフリー化を進めること。

<企画財務部>

1. 平成27年度以降の新たな財政健全化計画および行財政改革計画を早急に策定し、着実に実施するとともに、単年度の事業と継続的な事業とに区別して、その効果額を事業ごとに市民にわかりやすく公表すること。
2. 公の施設の管理・運営にあたっては、市民サービスの向上と一層の効率化を図るため、指定管理者制度の充実を図り、その選定については透明性・競争性を確保すること。

3. 国に対して、補助金の増額や整備促進について財源を確保できる制度の導入を強く働きかけること。
4. 経費の削減、業務の外部委託化などを進め、効率的な経営と財政の健全化に努めること。
5. 税外収入を確保するため、市が所有するインフラを最大限有効活用すること。
6. 公共施設マネジメントに基づいて、市民の利便性を考慮した公共施設の再編・複合施設化などの計画を策定すること。
7. 学校施設整備費を除く教育費の増額や、ＩＣＴ化推進のための予算確保など、鈴鹿市の将来を見据えた予算の重点配分を行うこと。

＜総務部＞

1. 職員研修の充実を図り、職員自身の倫理モラルおよび市民サービスの向上に一層努めること。
2. 本庁舎内の広告掲示や公用車への広告掲載などによる財源確保及び、庁舎内における経費削減に努めること。
3. 庁舎内の案内掲示など、外国語表記、やさしい日本語表記で、誰にでもわかりやすい表示の情報のバリアフリー化を進めること。
4. 受付カウンターでの個人情報保護のため、仕切りを整備すること。

＜生活安全部＞

1. 市民サービスの向上と業務の効率化のため、市民窓口の民間委託を推進すること。
2. 集落間の防犯灯設置については、安全の確保のため、通学路を中心に早急に設置を進めること。
3. 各地域の実情に応じて活用できる「地域づくり一括交付金」の導入を進めること。

＜保険福祉部＞

1. 福祉総合相談窓口の設置を図ること。
2. 地域包括ケアシステムの計画策定を早期に行うこと。

● 健康・医療

1. 救急医療体制の強化充実のため「かかりつけ医」制度の普及推進に取り組むこと。
2. 自殺との関連が深いうつ病対策については、県と連携して「認知行動療法」の普及啓発及び認知行動療法ディケアの実施をすること。
3. 子宮頸がん・乳がんを始めとするがん検診受診率強化策と共に「がん教育」に取り組むこと。
4. 各種がん検診の受診率向上のため、夜間・休日の検診体制を拡充すること。
胃がん検診の内視鏡検査希望者全員に沿える体制に取り組むこと。
5. 男性特有のがんである前立腺がんなど、がん検診無料クーポンの更なる拡充に努めること。
6. がん終末期医療を含めた、在宅医療・在宅療養支援体制の構築を図ること。

● 高齢者福祉

1. 高齢者が安心して暮らせる住まいを選択できるための施設整備と在宅生活の支援充実を図ること。
2. 高齢化で医療を必要とする高齢者の増加から急性期から回復期を経て自宅に戻るまで、切れ目のない医療を受ける事ができる安心の在宅医療の体制づくりに取り組むこと。
3. 元気な高齢者が生きがいを持って社会貢献できる「介護支援ボランティアポイント制度」の導入に取り組むこと。

● 障がい児・障がい者福祉

1. 子ども家庭支援室の相談支援体制の強化と情報提供、相談機能の拡充を図ること。
2. 障がい者が住み慣れた地域社会で生活が続けられるよう、ホームヘルプサービス、ショートステイの充実を図ること。
3. 障がい者が地域で自立した生活を営むことが出来るよう就労支援策の強化充実に努めること。
4. 「国等による障がい者就労施設からの物品等の推進等に関する法律」の制定を踏まえ、調達の方針を速やかに定めるとともに、授産製品等の調達に努めること。
5. 中途視覚障がい者対策・聴覚障がい者対策の充実を図ること。

● 子ども・子育て支援

1. 子ども医療費無料化の拡充（通院中学3年生まで）と窓口現物給付制度化を図ること。
2. 病児・病後児保育の拡充を図ること。

3. 産後うつ等、悩みや不安を抱えるお母さんが孤立しない支援のため、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」と「訪問指導事業」の特徴を活かした連携を更に進め、地域と専門職員による支援体制を強化すること。
4. 妊産婦の歯科検査の充実を図ること。
5. 特定不妊治療・一般不妊治療費の助成は、一律の助成期間ではなく、個別にさらなる拡充を図ること。
6. 妊娠はするが出産に至らない「不育症」についての啓発を進めるとともに、不育症治療費の助成を図ること。
7. 妊婦健康診査については、国に対しては事業費の全てを国庫補助の対象とし、無料検診項目の拡充を国に要望すること。
8. 初めて出会い絵本「ブックスタート」の導入実施をすること。
9. 児童養護施設の整備に当たっては、乳児養育および自立援助機能等を併せ持った施設を目指すとともに、施設のユニット化など入所児童一人ひとりを家庭的な居住環境で養育できるよう処遇の向上を図ること。
10. 発達障がい児の早期発見のため、5歳児検診を行うこと。

<産業振興部>

1. 観光資源の発掘に努めるとともに、アプリ等IT 機器を活用した観光情報の提供の充実を図ること。
2. 外国人観光客の誘致を推進するため、8耐やF1など鈴鹿の魅力を活かした観光プロモーションを推進すること。
3. 有害鳥獣被害防止のため、地域に有害鳥獣被害防止対策協議会を立ち上げ官民一体となった体制づくりを行うとともに、補助事業の充実を図ること。
4. 交通弱者のための施策としてコミュニティバスが運行されているが、地域格差があること等から、オンデマンド式運行の導入を図ること
5. 市内での情報取得のため、Wi-Fi環境の整備を進めること。
6. 治水対策の一つとして、「田んぼダム」を推進すること。

<文化振興部>

1. 鈴鹿市文化会館・鈴鹿市武道館・鈴鹿市西部体育館のつり天井等非構造部材の対策をはじめ、公共施設の防災対策強化を早期に行うこと。
2. 公民館の全館耐震化を早期に進めること。老朽化した公民館の改修を早期に進めること。
3. 図書館の財源確保のため、雑誌スポンサー制度を導入すること。
4. 文化・体育施設の保守管理費確保のため、施設命名権などを活用すること。

<環境部>

1. 省エネ、省資源型のライフスタイルの確立や燃料電池など、最新環境技術の導入促進を図るとともに、芝生化・緑のカーテン等の推進を図ることにより、地球温暖化防止・低炭素社会の実現に向けた取り組みを積極的に推進すること。
2. 低炭素社会の実現に向け、一般住宅および事業所向けへの太陽光・太陽熱など、設置補助制度の更なる拡充を図り、自然エネルギーの普及を促進すること。
3. 環境にやさしいコミュニティーづくりの推進を図るため、地域で主体的に環境保全活動を行う人材の育成に努めること。
4. 公用車への低公害・低燃費車の導入を積極的に図るとともに、民間への普及促進を進めること。
5. 環境審議会の充実を図り、地域に密着して市民の健康保持と生活環境の改善を進めること。
6. 循環型社会の構築のため4Rを推進し、ごみの減量化を図り、ストックヤードの延命化を図ること。
7. 古紙持ち去り防止条例の実効性を確保するため、条例の内容を市民や実施団体へ広報周知するとともに、回収業者等と連携したパトロールのさらなる強化に努めること。
8. 家電リサイクル法の対象品目をはじめ、ごみの不法投棄について対策を強化すること。
9. 産業廃棄物については、事業者処理責任の原則の徹底を図り、産業廃棄物の適正処理および、減量・リサイクルの監督・指導の強化に努めること。
10. 家庭での廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料として利用する取り組みを全市的に拡充するとともに、事業系の廃食用油を活用することによるゴミ減量とCO₂の削減を促進すること。
11. ペット火葬ができるように斎場の整備を進めること。
12. 斎場で、通夜式も対応出来るよう整備を進めること。
13. 長期にわたって空き家・空地状態になっている家屋・土地の所有者に対し安心・安全で快適なまちづくりの観点から、適正な管理を促すよう対策を講じること。空き家・空き地条例を制定すること。

<土木部>

1. 治水行政に力をいれ、国、県に対して改修促進の要望を行うとともに、広域河川、準用河川、普通河川、一般排水路等の改修事業を推進するとともに、草木の伐採や堆積土砂の撤去を行うなど、浸水被害の解消を図ること。
2. 大雨やゲリラ豪雨時における被害の解消を図るため、排水路の整備、貯留施設や浸透施設の設置など、浸水対策を一層強化すること。
3. 急傾斜地域は、大雨等の災害による崩落時には、人命や人家に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、当該箇所における急傾斜崩壊対策の早期施工を実施すること。
4. 生活道路の整備補修を進めるとともに、歩道分離の整備に努めること。
5. 通学路については、児童の安全な通行を確保するために点検を実施し、歩道のカラー舗装化など、さらなる整備促進を図ること。
6. 高齢者・障がい者にやさしい、ユニバーサルデザインに配慮した道路となるよう、広域避難所など公共施設や福祉施設の案内標示や文字を図柄等で表示すること。
7. 道路の不法占用物件の適正化や歩行者の安全空間の確保に引き続き努めるとともに、舗装道路の補修や道路清掃等、道路の維持・管理の一層の充実を図ること。
8. 街路灯、カーブミラー等の設置基準の緩和およびLEDなど、環境に配慮した省電力型の街路灯のさらなる推進や、街路灯の維持・照度のアップに努めるとともに、交通事故防止のため交通安全対策費の増額に努めること。
9. 大規模地震に備え木造住宅の耐震改修助成については、補助率、補助限度額の一層の拡充について検討すること。

<都市整備部>

1. 浸水被害の解消のため、雨水貯留浸透施設の建設などの雨水流出抑制策を進めるとともに、雨水ポンプ所および管渠の増強に一層努めること。また、災害はどこで遭遇するかは分からないため、冠水水位が現地で分かるように電柱等に明記すること。
2. 下水管本管、雨水ますの清掃を効果的に実施するとともに、浸透式雨水ますの設置の推進に努めること。
3. 白子駅前にドライミストを設置すること。

<水道局>

1. 配水管の耐震化を着実に進め、地震等災害時の飲料水を確保すること。また重要給水施設へ至るルートの耐震化については、早急に実施すること。
2. 軌道下、緊急輸送道路下、河川下などの管路の耐震化を早急に進めること。

<教育委員会>

1. 特別支援教育の充実に取り組むこと。重度・重複障がい児の教育環境の整備充実を図ること
2. 発達障がい児の早期発見に努め、子どもの発達に応じた途切れのない支援を進め、特別支援教育の充実に取り組むこと。
3. 猛暑・酷暑対策のため教室に冷房完備・ドライミストを進めること。
4. 緑のカーテン化の更なる取り組みを進めること。
5. 学校トイレ改修整備の継続実施と子どもの意見を反映する「子ども参加型」の整備に努めること。
6. 老朽化した学校体育館など施設整備を早急に行うこと。
7. 小規模校の統廃合については子どもへの教育を最優先とし、様々な教育上の課題を踏まえ、地域の実情にあった取り組みを進めること。
8. 学校施設の防災対策強化を図ること。
9. 自らの判断で自分の命を守る力を養う防災教育の充実を図ること。
 - (ア) 小中学校における日常授業に防災教育のカリキュラムを組み入れること。
 - (イ) 小中学校における登下校時の避難訓練の実施を進めること。
 - (ウ) 中学生にAED・心肺蘇生法の実施訓練やHUG等の実施を取り入れて実施すること。
 - (エ) 保・幼・小・中・高すべての子どもが参加する市民が一体となった避難訓練を実施すること。
10. 近年増加している帰国児童、生徒及び日本語教育が必要な児童生徒の受け入れ対策を充実するとともに、多文化共生社会に向けた教育環境の整備に努めること。
11. 学校図書館資料の拡充・強化を図るとともに、学校における「朝の読書」や「読み聞かせ」など、図書館司書の活用も視野に入れた読書活動の推進に努めること。
12. 学校給食費の未納問題については、抜本的な解決に向けて徴収業務への民間企業の参入や公会計等も視野に入れた大胆な方策を検討すること。

13. 聴覚に障がいがあり通級教室を利用する児童・生徒に対しては教育の機会均等の観点から、FM補聴システムなどの学習等を支援する機器は学校側の費用で整備し保護者に負担をかけないこと。また普通教室で授業を受ける場合においても、難聴児の学習環境の整備については最大限の支援を行い保護者の負担を軽減すること。
14. 身体障がい者手帳の対象とならない軽度・中度等の難聴児に対しては、言語獲得など、子どもの発育を支援するため補聴器等の購入費補助制度を創設すること。制度については成長期の子どもを対象とすることから、障がい者自立支援法に縛られることなく柔軟で利用しやすいものにすること。
15. 視覚障がい者を始めとする、読書が苦手な児童、生徒の学習意欲向上のためマルチメディアディジ一教科書の活用を図ること。
16. いじめ防止と根絶の対策強化を進めること。
 - (ア) 児童・生徒を犯罪・いじめから守るため、引き続きインターネット監視の強化を求めるとともに、「学校ネットパトロール」等を活用し、教師のICT教育の知識向上に努めること。
 - (イ) 「いじめた側が100%悪い」「いじめは犯罪」との視点に立った人権教育を推進すること。
 - (ウ) いじめの対応への教員研修の強化を実施すること。
 - (エ) 被害者の保護、加害者への措置、両者の心のケアと再発防止対策に努めること。
17. 通学路の安全対策強化を推進すること。
 - (ア) 子ども目線の通学路総点検と安全対策の強化を図ること。
 - (イ) 歩道の確保・ガードレール・信号機の設置等具体的な改善策を実施すること。
 - (ウ) 自動車進入規制および速度規制の強化に取り組むこと。
 - (エ) 警察等の関係機関との定期的な連携強化による実効性ある施策を実施すること。
18. 不登校対策として、スクールカウンセラーの拡充とスクールソーシャルワーカーの拡充をすること。
19. 放課後児童クラブの拡充等を進め待機児童の解消を図り、安心の子どもの居場所づくりを図ること。

<消防本部>

1. 大規模災害や特殊災害に備え、消防車両、消防装備など消防力の充実強化を図ること。
2. 消防団員の待遇を改善することにより、若者にも魅力ある消防団を目指すとともに、消防団員の資質向上を図るため講習会等の内容充実に努め、消防団活動の充実強化を進めること。
3. 地域に密着した活動を行う消防団員の安全を確保するため、東日本大震災の教訓を活かし、国の検討も踏まえたうえで災害時における消防団活動の安全基準に関する研修を行い安全管理を徹底すること。
4. 消防救助体制の強化および装備の充実を図ること。
5. 救急隊の増隊をはじめとして、救急業務の高度化に対応する救急救命士の継続的養成に努め、救命率の向上を図ること。
6. 住宅防火対策の一環として、義務化されている住宅用火災警報器装置の普及啓発を一層推進すること。
7. 救急車の適正利用について市民に対してさらなる普及啓発に努めること。
8. 危険物施設の指導強化については、災害が発生した場合に被害の拡大が予想される危険物施設、特に、最近設置が増加しているセルフスタンドに対する指導を強化すること。
9. 災害時に、エレベーターにとり残された人を市民の協力も得て救助できるようとするため、ビルや共同住宅における閉じ込め時の対応方法を各種訓練等の際に周知するとともに、救助方法の強化に努めること。
10. 女性や高齢者などでも簡単に消火活動ができるよう、スタンドパイプ消火資機材などの導入を図ること。

以上